

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県蜜蜂転飼調整条例			
条 例 番 号		昭和29年神奈川県条例第48号	法 規 集	第9編第4章第2節	
所 管 室 課		環境農政局農水産部畜産課			
条 例 の 概 要		蜜蜂の飼養者が相互に利害を阻害されないよう、県内における蜜蜂の調整を行い、養蜂事業の健全な発達を図ることを目的に、転飼の許可及び手数料に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	蜜蜂の飼養者が必要な蜜源を確保し相互に利害を阻害されないよう、蜜蜂の転飼を知事の許可により行い、蜂群の配置を適正に調整する必要がある、引き続き県が本条例により取組を進める必要がある。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	蜜蜂の転飼については県職員、県養蜂組合員を委員として構成する神奈川県蜜蜂転飼調整委員会が調整し、県知事が転飼の許可を与えることで蜂群の適正配置がなされており、有効に機能している。			・許可申請状況 元年度 265 群 20 か所 2年度 380 群 20 か所 3年度 339 群 20 か所 4年度 339 群 21 か所 5年度 293 群 23 か所
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届により県内における年間の転飼計画を把握し、神奈川県蜜蜂転飼調整委員会で予め一括調整したうえで許可を与えており、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例における許可、調整により県内の蜜源から採取した蜂蜜の生産と施設園芸や果樹等の受粉交配による農産物生産に貢献することで、地産地消を通じた県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農林水産物の生産の拡大と同時に安定した農林水産業の持続に協力しており、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「産業・労働」の「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。			

	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	養蜂振興法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであり、憲法や法令に抵触するものではない。	養蜂振興法の 最終改正：平成 24年6月27日
	その他		
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。